平成２５年（フ）第１５８０号
東京都江戸川区一之江３丁目14―12―３Ｂ
破産者　野中　正夫
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９号
三重県松阪市松ケ島町422番地１
破産者　糸川　栄伸
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７１１号
仙台市太白区南大野田２番地の６　センチュリーマンション上久407号
破産者　有限会社リカーショップ・ハリー
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
破産者　株式会社ケイ・エル・エス
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４８号
栃木県小山市大字白鳥1306番地
破産者　小林　次雄（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９８号
栃木県小山市大字松沼436番地
破産者　生井　　徹
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９６号
栃木県宇都宮市東宿郷１丁目７番２号
破産者　有限会社東湖園
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９７号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1255番地２、前住所栃木県宇都宮市東宿郷１丁目７番２号　アジマコーポ305
破産者　湖口　三郎
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３６号
埼玉県三郷市栄５丁目184番地
破産者　アグリー株式会社
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０５１４号
東京都港区芝浦４丁目19―１―3516
破産者　平野　　謙
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６０号
東京都荒川区東日暮里４丁目８番１号
破産者　株式会社神商会
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７４号
東京都港区愛宕１丁目６番７号　愛宕山弁護士ビル301
破産者　株式会社インキュビズ
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１０３号
東京都江戸川区松江４丁目22番20号
破産者　株式会社昇電社
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４６８号
東京都足立区鹿浜１丁目11番７号
破産者　株式会社四葉ライナー
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７０号
東京都足立区鹿浜１丁目11―７
破産者　石井　一夫
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４９４号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目３―20
破産者　齋藤眞寿美（旧姓橋爪）
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５７６号
東京都西東京市富士町２丁目９―14
破産者　辻野　真弓
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１２号
千葉市花見川区大日町1487番地１昭電テックスビル101
破産者　全日本建設産業協同組合
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１３号
千葉県千葉市稲毛区長沼原町317―１　ヴィルフォーレ稲毛７番館1206
破産者　倉益　洋幸
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４０３号
神奈川県横浜市磯子区森１丁目11―４―805
破産者　磯貝　　仁
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５７号
静岡県沼津市下香貫西村1468―２
破産者　夏目　重仁
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４０１号
千葉県千葉市稲毛区あやめ台３番１棟304、開始決定時の住所千葉県千葉市稲毛区小中台町303―15
破産者　矢崎　　晃（旧姓飯塚）
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５８号
東京都新宿区新宿１丁目６番８号
破産者　株式会社サンノブ21
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部